

東京都六市競艇事業組合理約の一部を改正する理約

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年(2 0 1 6 年) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

東京都六市競艇事業組合同規約の一部を改正する規約

東京都六市競艇事業組合同規約（昭和41年4月7日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第3条中「行なう」を「行う」に改める。

第4条及び第5条第1項中「おく」を「置く」に改める。

第8条第1項中「おく」を「置く」に改め、同条第4項中「行なう」を「行う」に改める。

第9条第1項中「おく」を「置く」に改め、同条第2項中「、会計管理者」を削り、「おく」を「置く」に改める。

第10条第1項中「あてる」を「充てる」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第13条の見出し中「補てん」を「補填」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（地方公営企業法の財務規定等の適用）

第14条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により、組合に同条第2項に規定する財務規定等を適用する。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定（「、会計管理者」を削る部分に限る。）及び第14条を第15条とし、第13条の次に1条を加える改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

東京都六市競艇事業組合規約の一部を改正する規約 新旧対照表（下線の部分は改正部分）

新	旧
（組合の共同処理する事務） 第3条 この組合は、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）の規定によるモーターボート競走を<u>行う</u>ため、次の事務を共同処理する。 （1）～（3） 略 （組合の事務所の位置） 第4条 この組合の事務所は、東京都江戸川区東小松川三丁目1番1号に<u>置く</u>。 （議会の組織） 第5条 この組合に組合議会を<u>置く</u>。 2 略 （議長及び副議長） 第8条 組合議会に議長及び副議長をそれぞれ1人を<u>置く</u>。 2～3 略 4 議長に事故があるときは、副議長が議長の職務を<u>行う</u>。 （執行機関の組織） 第9条 この組合に理事6人、管理者1人、副管理者3人及び監査委員3人を<u>置く</u>。 2 前項に定める者のほか、組合に事務局長その他必要な職員を<u>置く</u>。 （執行機関の選任及び任期等） 第10条 理事は、関係市の市長をもつて<u>充てる</u>。 2 理事は、理事会を構成し、必要に応じ管理者に対して報告を求め、<u>又は意見を述べる</u>ことができる。 3～8 略 （欠損補填の方法） 第13条 略 <u>（地方公営企業法の財務規定等の適用）</u> 第14条 <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により、組合に同条第2項に規定する財務規定等を適用する。</u> （必要な事項） 第15条 略	（組合の共同処理する事務） 第3条 この組合は、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）の規定によるモーターボート競走を<u>行なう</u>ため、次の事務を共同処理する。 （1）～（3） 略 （組合の事務所の位置） 第4条 この組合の事務所は、東京都江戸川区東小松川三丁目1番1号に<u>おく</u>。 （議会の組織） 第5条 この組合に組合議会を<u>おく</u>。 2 略 （議長及び副議長） 第8条 組合議会に議長及び副議長をそれぞれ1人を<u>おく</u>。 2～3 略 4 議長に事故があるときは、副議長が議長の職務を<u>行なう</u>。 （執行機関の組織） 第9条 この組合に理事6人、管理者1人、副管理者3人及び監査委員3人を<u>おく</u>。 2 前項に定める者のほか、組合に事務局長、<u>会計管理者</u>その他必要な職員を<u>おく</u>。 （執行機関の選任及び任期等） 第10条 理事は、関係市の市長をもつて<u>あてる</u>。 2 理事は、理事会を構成し、必要に応じ管理者に対して報告を求め、<u>または意見を述べる</u>ことができる。 3～8 略 （欠損補てんの方法） 第13条 略 （必要な事項） 第14条 略